

アメリカの婦人解放運動

松村尚子

はじめに

一八四八年七月、アメリカ・ニューヨーク州の一小都市セ

ネカ・フォールズの教会で、ささやかな、だが歴史的な集会がもたれた。中心人物はルクレシア・モット、エリザベス・スタントンら当時の著名な婦人運動家。この集会は世界で初めての「女性の権利のための集会」として、女性の独立宣言ともいわれる「所信の宣言」を決議し、以後の組織的なアメリカ婦人解放運動の出発点となつた。^①

それから七〇年余の一九二〇年八月、婦人参政権を認める合衆国憲法修正案が成立し、婦人運動の先駆者たちが長年精力的にとり組んできた課題はともかくも達成され、女性の市民生活には明るい未来が約束されたかにみえた。し

かしその日からさらに五〇年を経た一九七〇年八月二六日、ニューヨーク五番街は五万人のデモの波に埋められる。

「政党も会社も病院も教会もマス・コミも、つまりあらゆる既成秩序はアメリカ人口の五一%を占める女性の切実な要求と実力を完全には認識していない。このストライキによって、抑圧された多数（oppressed majority）の存在を明確にするのだ。」（全国婦人スト連合会長B・フリーダン^②）このスト宣言を始めとして婦人参政権獲得五〇周年を記念する大デモンストレーションが全米各地でくり広げられ、世界の耳目をひくところとなつたことは今なお記憶に新しい。

今日、アメリカの婦人解放運動（Women's Liberation

Movement) いわゆる „ウーマン・リブ“ は、黒人運動、

反戦運動と並んでこの十数年来のアメリカ社会を根底から揺るがしている社会運動の第三の波であるといわれている。セネカ・フォールズ以来のサフラジエット(婦人参政権運動家)の血みどろの闘いの時代、それが結実を見る一九二〇年代とその余韻の続く時期以降、第二次大戦を間にさんでフェミニズムの運動は一時期の激しさを潜めて沈滞し埋もれてしまつたかにみえていた。その埋もれ火が再び燃え上り、ニー・フェミニズムとして現出しつつあるのが今日の婦人解放運動であるといつてよい。

本稿は、この運動の思想と行動、その社会的背景について若干の考察を試みることを課題とするものである。

1、運動の組織としない手——NOWと 狭義のN.L.I.B

現在のニー・フェミニズムは、文化的・社会的・心理的な現象であり、「運動であると同時に思想(idea)でもある」(C·B·ウェイクス^(®))とされるように、全体として強固に統一された組織体をもつものではなく、無数のグループから成り、また各人・各グループの掲げる中心的理念も運動の進め方も極めて多様である点に大きな特徴があ

る。

その数多くの解放運動グループのうちで一方の極をなすものが、最大の会員数を誇り一般への影響力も大きい「全國婦人団体」(National Organization for Women)略称NOWである。NOWは一九六六年秋ベティ・フリーダン・リブ運動のいわば火つけ役となつた組織である。現在の会員数は約一八、〇〇〇、四八州に二五五の支部を擁する。^(①) 「男性との真に平等な協力により、すべての権利と責任を行使することによって、女性がアメリカ社会の主流に完全な参画を果すための行動を今開始すること」(「設立宣言」)を目的にうたう。^(②)

一九六三年、初代会長B·フリーダンは五年ごとの調査に基く著書『女性の神秘』を公にして、豊かで自由な満ち足りた生活を営んでいるとされていた筈の中産階級の女性たちがいかに悩みつつ空しさに耐えているか、その実態を暴露した。著者は、女らしさという作為された神秘のかげで人間らしい生活を事实上拒否された女たちの呻吟を明らかにし、女性が夫や子供を通して生きることをやめ自ら社会と接触して独立した人格として生きていく道を見出すことがアメリカの女性を今の危機から救うことである、と訴

えた。この書の刊行が契機となつて婦人解放の論議は次第に勢いを増してゆき、NOWの結成を促すに至るのである。現在の女性の社会進出を質的な側面からみれば戦前のレベルをも下まわつてゐることを憂うるフリーダンらの立場からして、NOWの運動は社会進出を容易にするための手段を実現することをめざし、男性と政治的・経済的・社会的に平等な施策を要求するものとなる。例えば法的平等を要求して議会に、雇用や賃金の平等を要求して「平等雇用機会委員会」(Equal Employment Opportunity Commission) 略称 EEOC^⑤に、請願や提訴を行うといった行動を重視する。婦人解放運動における稳健派、右派とされる所以である。

NOWと同様な性格の、法律をテコに平等を実現しようとする組織としては、他に「全国婦人政治会議」(National Women's Political Caucus) 「婦人平等行動連盟」(Women's Equality Action League) 「婦人公務員の会」(Federally Employed Women) 等がある。

これに対し、自の急進的女性と称する女性たちの多数の小グループが、運動内の左派としてもう一方の極を構成する。それらはNOWにみるような本部支部の上下組織はもたず、数人からせいぜい百人どまりの小人数から成るグル

ープで、多くの場合、会としての明確な組織原則や活動方針といったものもなく、発足してしばらく会合を重ねた後に当事者以外の誰も気がつかぬうちに解散する例もあるという。これらのグループに共通する活動形態は、週一度ほど頻度でメンバーの家に集まり各自の様々な経験を交互に出し合い、男性支配の社会での女性に対する抑圧の諸相を討論し、いのうな集団的思考を通して各メンバーの意識変革を図らうとするもので、彼女らはそれを『意識高揚』(consciousness-raising) と呼んでいる。^⑥そこでは教えてもらひおうといふ考え方自体が排除され、一人一人が独自の思想と感情と行動への可能性を秘めた人間として尊重するために、リーダーの存在は極力否定される。

グループのなかには時に“男性＝敵”とみなす極端な男女分離主義を標榜するもの (SCUM—Society of Cutting Up Men) もあるとはいへ、その多くは、女性が自らの手で自己解放の闘いを進めるには男性参加を排する方が現段階ではより有効であるという戦術的理由から男性禁止なし無視を方針としている。このようなグループの代表的なものとしては、白人・中産階級の主婦を中心とする「レッドストッキングズ」(Redstockings, 勿論、一八世紀中葉の英国の有名なブルーストッキングをもじったもの)、N

OWに飽き足りな物を覚えたメンバーの分派である「ザ・ヘンリック」(The Feminists)、女性は花だけじゃないペスも欲しがる「ブレッド・アンド・ローズ」(Bread and Rose)、『ス・ローネスト・ピケなじ』で勇名を馳せた中産階級の若い女性の集まり「ハーフームータ・ラディカル・プロジェクト」(New York Radical Feminists)、シカゴ大学大学院生を中心とする「ハーフームータ」(Women's Radical Action Project)、その他「魔女」による日本での知られる演劇集

国WHTOH (Women's International Terrorist Conspiracy from Hell) や結婚否定論のグループ (Radical Lesbians) 等がある。

普通NOWとLHTOは二大別される現在の女性解放の運動の内部では、いよいよに数多くのグループが様々な目的と方針を掲げて日常的には独自に活動を行っているのであるが、重大な問題に関しては連帶した運動を組む。その最も典型的な例が前述した一九七〇年八月二六日の五万人デモである。当日の統一スローガンは次の三項であった。

1) 終日営業の無料の保育センターの設置
2) 妊娠中絶の自由化と無料化

これらはどのグループにも承認される最大公約数的な

要求項目であって、現在のアメリカ婦人解放運動のみならず、一つの目安であると同時に、現在女性が置かれた状況を裏面から物語るものとしての意義をももつといつてよい。無数の運動のない手たちは、様々な言葉とニヨアンスをもつて女性の現状を反映した多様な主張を繰り広げていく。以降にその主な主張の内容を検討してゆる。

II. "ウーマン・リゲ" の主張

(a) 法的・経済的平等の要求——「ハーフームータ」スローガンの意味とその社会的背景

前記の三大スローガンは、思想信条を異にし幅広い層にわたる "ウーマン・リゲ" グループの諸要求が統一できる最低の線で集約されたものであった。従って、運動全体に共通の目標であるとはいえ、各項目に盛りこまれた運動論上の意義づけはそれぞれの運動体により内容や比重の置き方に異同がある。このうち、運動全体を通じて最も重要な課題として強力に推し進められているのは、第一項目の職業における男女平等の問題である。就職に際しての、また職場内での男女差別は他の資本主義諸国と同様にアメリカにおいても解決されず、賃金や昇進、昇等などのEEO Cへの提訴事例は一九七〇会計年度中に四〇〇件に上り、

(第一表)
性別・職業別・平常勤労労働者の中位所得 (1968年分)

職業	中位給与所得(ドル)		男子所得に対する女子所得の割合 (%)	労働者数比 女:男	
	女子	男子			
専門・技術職	6,691	10,151	65.9	3	5
経営・管理・所有者	5,635	10,340	54.5	1	5
事務職	4,789	7,351	65.1	7	3
販売業	3,461	8,549	40.5	2	3
工場労働	3,991	6,738	59.2	4	9
サービス業	3,332	6,058	55.0	3	3

(アメリカ商務省人口調査局)

ほかに大学関係だけでもリブ・グループの手でファイルされた告訴例は三〇〇件を数えている。^⑯ 六〇年代に入つて女性の労働力化は一段と進み一つの社会的勢力を成すまでになつたのに對して、その社会的経済的地位は必ずしも上昇していない点をリブ・グループは重視する。具体的な指標をいくつかあげてみよう。

一方、賃金についてみると、一九六八年中の女子労働者の中位所得四、四五六ドルは男子労働者の所得七、六六四ドルの五八%に過ぎず、この性別による所得格差は近年むしろ広がってきている。^⑰ 第一表は男女の職業別年間所得を示したものであるが、専門的職種から遠ざかる不熟練労働になるほど性別の賃金格差は大きい。さらに入種の差異が加わるとき、例えば工場労働者で、男子五、七五二ドルに対し白人女子三、二八二ドル、黒人女子二、六四七ドルといふように、その格差は一層大きくなる。賃金格差を調べるもう一つの方法は所得区分による労働者数の配分をみるとあるが、第二表のように、一〇、〇〇〇ドル以上の高所得階層は男性二八%弱に比べ女性三%弱と極めて少数である点、格差の大きさをよく表わすものである。

また、専門・技術的職種のうち主なものを拾つてみると、女性の占める比率は科学者総数の六%、同じく弁護士

今日、一六歳以上の女性労働者数は同年齢以上の全女性人口の四二%を占め、この数はまた総労働人口の三七%強に当る。^⑱ つまり、女性は労働不能な老人や病人、学生等をも含めて五人のうち二人強が雇用労働に従事し、また労働者全体ではその五分の二近くを女性労働者が占めていることになる。

の三%、連邦裁判事の三%、医師の七%、技師の一%、連邦議会議員では下院四三五人中十一人、上院一〇〇人中一人のみ、といった具合であり、さらに同一職種についていえば、例えば判事では最高裁判事はゼロ、医師のうち最も収入の低い公立保健所医師では女性が二六%であるのに最高収入をもたらす外科医では僅かに一%、小学校教師の九〇%は女性であるのに校長では二〇%にすぎないなど、一般に高い地位にランクされ高所得を保障されるものほど女性の割合は低いのが現状である。⁽⁶⁾

(第二表)
性別平常勤労働者の所得分布 (1968年分)

所 得	女子(%)	男子(%)
総 計	100.0	100.0
3,000ドル 以下	20.0	7.5
3,000 ~ 4,999ドル	40.2	12.6
5,000 ~ 6,999〃	26.0	21.3
7,000 ~ 9,999〃	10.9	30.9
10,000 ~ 14,999〃	2.5	19.5
15,000ドル 以上	0.4	8.2

(同前)

労働の世界全域に現存するこの男女格差を生み出したものは、一つには女子労働をおしなべて家計補助労働とみなす考え方であり、さらにつきつめれば、「夫婦は法の下に一人格でありその人格は夫が代表する」として妻の市民権のほとんどを夫の権利に吸収させた旧来の英國慣習法の伝統的イデオロギーがその背後にあって、ある時には女性の保護の名の下に差別的処遇が正当化されるためである。だが実際には未婚の単身者を除いても世帯主が女性である例はかなり多く、白人世帯の九%、非白人世帯では二七%⁽⁶⁾にも上り、その多くは低所得層に甘んじているのである。

女性を半人前の労働力としてしか評価せず実質的な労働権を奪うことによって女性抑圧を維持存続させて他の要因は、妊娠・出産・家事・育児という女性の家庭生活に必然的に伴う問題である。

現在、女子労働者の六〇%が既婚であり、また学齢期以下の子をもつ母親労働者は全勤労女性の四〇%を占めるが、このうち三分の一は六歳以下の幼児をもつ。一方、保育施設は探し出すのも困難なほどで、働く母親をもつ一八歳以下の子供二、六〇〇万人のうち僅かに三%が保育施設で世話を受けているにすぎない。いきおい個人的なベビーシッターなどに依存することになるが、その費用は一時間

数ドルにもなる。たまたま施設に入所できても公立で一児につき週当り一五〇二五〇ドルを要し、往復の交通費を含めれば平均的な女子労働者の賃金の過半をつぎこまねばならない。⁽⁵⁾ そして子供を置いて働く母親は低賃金であるうえに子供や社会に対し肩身の狭い思いを余儀なくされる。世界の工業国の中でも最悪といわれるアメリカの公共保育政策の貧困が、いかに女性の就業に不利な条件を付し、また必要上働くをえない母と子にいかに多大の困難を負わせているか、容易に想像しうるところであろう。

その本質からして社会的な性格をもつ筈の母性にまつわる一連の行為が、『冗費』を極力排さずにおかない資本の論理に後押しされて全面的に個別家族の負担とされたりえ、家庭責任という名目で女性に押しつけられているところに、現在の女性の社会的劣位を招來した大きな一因がある。従って、これらの行為からくる束縛を緩和し、女性が男性と同等の職業生活を全うするのに必要な施策は国家の手で社会的に講ぜられて然るべきである。ここに、公営の無料保育センターを設置せよという育児の社会化を求める第二の要求の生まれる根拠があつた。

さらに、男性と対等の自立した労働力でありうるために現段階では大きなハンディキャップとなつてゐる妊娠・出産に関して、女性が自らの意志で自由にそれを決定する条件が著しく阻害されているアメリカ社会の法的規制に対置する形で、第三の妊娠中絶の自由化の要求が提出される。この点は宗教上の制約もあって、「墮胎天国」と称される日本などとは比較にならない深刻さをもつ要求であった。制度上禁止されているからといって人工中絶が行われないのではなく、少く見ても年間一〇〇万件以上と推定される闇の中絶は、毎年一万以上の貧困層の女性の生命を奪い数千人を不妊に陥れてくれた。七〇八〇〇ドルから一、〇〇〇ドルという法外な手術費用は限られた中・上流層にしか負担できず、その費用のない者はやむなく危険この上ない非合法の民間療法の手段に処置を委ねる結果である。この一種の『女性に対してだけ執行される死刑』ともいふべき中絶の法的禁止が告発されるのは、それが受胎調節を始め女性にとって重要な事柄がすべて男性の手により政策決定される男女差別主義に支えられた医療制度全体の問題の一表徴としてあるということ、同時に女性の生命にもかかる医療技術の向上への努力をネグレクトさせる一方、非合法の手術を蓄財の手だてとする悪徳医師をはびこらせるという点においてである。さらに、性的抑圧だけでなく階級的人種的抑圧を強く受けて いる層ほどその直接の犠牲者を

多く供しているということをも不問に付す訳にはいかない。⁽⁵⁾ かくして、無料の妊娠中絶を無条件で認めるよう法改正を迫る要求は、女性が男性と対等の労働権を留保する意味から、また生殖における個人の主体性という観点から、生む、生まないの最終的決定権を他者である国家(法)にではなく女性自らにもたせよということ、つまり生殖のコントロールは法律や貧富の差に妨げられることなく平等に完全に女性自身の掌中に置かれるべきであるという主張となる。ここにおいて中絶自由化の要求は、単なる労働権的観点を超えて性そのものの主体性の問題へ連なってゆく。

以上のような女性の現状の種々相をふまえ、各リブ・グループは個別に或いは一体となって政府とその設置機関、議会、法廷、企業、マス・コミなどに対し、様々な行動によつて平等を要求していく。差別禁止をうたう憲法修正案通過のための議会への請願を始め、E E O C への提訴、新聞の求人広告の改正要求ピケ、女性の既婚と未婚の別を示す称号を排止して Ms. に一本化せよというものなど、あらゆる機会を捉えてその主張を行動化する。

N O W の全国会議で採択された「権利議案」には、(1) 法の下での男女平等の権利を認める憲法修正 (2) 履用における性的差別を禁ずる法律の制定 (3) 勤労者夫婦のための家

庭及び児童保護の支出を軽減させる税法への即時改正 (4) 公園・図書館・公立学校と同様に法律により設立される児童施設の整備 (5) 女性があらゆるレベルの教育において……男性と平等にその可能性を十分発達させるまで教育される権利 (6) 女性に一層多くの品位……を保障するための福祉法改正 (7) 出産後、先任権を失うことなく仕事に復帰し……社会保障の一形態として妊娠休暇の支払いを受ける権利 (8) 避妊に関する情報・考案の入手と、墮胎を律する刑法の廃棄による女性自身の生殖生活を管理する権利、をそれぞれ要求するという八つの立法的圧力項目が盛られている。⁽⁶⁾ これなどは当面の総合的な法的・経済的平等を促進させるための要求を示す例といえるであろう。

(b) 性革命的主張

妊娠中絶の自由化の要求は、生殖における女性の主体性という側面を契機に、為政者を中心とする男性の私物として疎外されている性のあり方を再吟味し、新しい性関係を樹立しようとする主張へと発展する。

その一つは「性的役割」とその抑圧の再検討である。顧みれば参政権獲得の成った時期には女性の職場進出が増し、陽気に決然とした態度で人生を切り拓いていく職業婦

人が「新しい女」として婦人雑誌のヒロインとされていた。

しかし、第二次大戦後の四〇年代と続く五〇年代の全般的な政治反動期になると、戦後の混乱や不安も相俟つてフロイド主義が広く大衆化され、女らしさとマイホームの中での夫婦の「一心同体」(togetherness) が賞揚されるなかで、女性は社会的な関心をもつことすら拒まれ資本の要請に照応した消費の女王に祭り上げられる。人類学と社会学を仲

だちに家庭の中にまで手を伸した機能主義もまた、社会的分業という視点から「女性の役割」なる言葉に絶対的な意味と価値を与えることによって女性を家庭に釘づけにする。こうしてアメリカ社会に定着した俗流フロイド主義と機能主義の理論の助けを借りて作り上げられたものが、女性のインフェリオリティ・コンプレックスや性的役割論に基づく「マイホームの神話」であった。だが女性が実際にそれから得たものは、Ph. D. (Doctor of Philosophy) ならぬ「P.H.T.」(Putting Husband Through=夫を卒業させるために働く妻) の道を選んだ主婦たちの日常生活における「得体の知れない悩み」か、職業生活における困難かであった。現代風に甘やかな響きの言葉に包まれたとしても相も変わらず劣性である女の役割として課される「三K 哲学」(Kinder, Küche, Kirche) は、「女性の世界史的

敗北」(エンゲルス) を招いた私有財産制発生の時以来現代まで連綿と続く父権的社会制度の支柱である。従つて、その「性的役割」の抑圧を排除するために現在の社会を覆う父權的性格の偽善性に拒否をつけつけること、その方策として、主婦労働の有償化や子の養育の社会化が要求され、或は一夫一婦の家族形態を否定したコミュニケーション的生活が一部で模索されることになる。

性のあり方をめぐる他の主張は、いわゆる「ワギナ・オーガズムからクリトリス・オーガズムへ」の主張である。それによれば、これまですべての女性が信じそれ故に密かに悩んでもきた性的快楽の原理は、フロイド理論を始めとする男性優位主義に基く「制度化された性関係」の中で政治的な目的のために作り出されたものであつて、女性にとっての性自体は快楽の面で必ずしも異性を必要としない、ということだが、解剖学的事実を基に大胆に指摘される。そして一步を進めて、性的な表現・行動の自由を子供を含むすべての人間の手に取り戻し、特定の社会体制がもたらした強制的な片意地な異性愛絶対主義を超えてそれ以外の性関係をも認めることが社会の「過剰抑圧」(マルクーベ) をとり除き、ひいては男女のより人間的な関係の創出に役立つ筈だと推論する。それはライヒらの「ヨロスの解放」

の主張に通ずるものである。そこには、我々が従来全く疑問に感じたことのない事象をも根底から科学的に問い合わせてみるべきだとの考え方、しかも性による支配のように階級支配にも増して根源的な、それ故にまた日常生活に深く根ざす事柄⁽¹⁾であるほど意識的な鋭い問いかけが重要だとする見方が潜んでいる。リブの運動においてこれまでと大きく避けて通られた性が特に重視されるのはこのためである。

さて、性に関するさらには別の主張は、人工生殖いわゆる「試験管ベビー」の問題として展開される。性の革命のロジックを究極の所まで押し進めれば、一方では女性があらゆる面で男性の肉体と対等になること、つまり「性からの解放」が必要となる。かくて、「新しい有機体をその生命の最初の九ヵ月間胎内で養う重荷、その不便と非適応性」⁽²⁾という生物学的専制から女性を解放するために、科学技術のあらゆる成果を最大限に利用して子宮外子宮即ち人工胎盤における受胎と胎児の成育への努力が現代の科学に要求される。そしてこの一種の母性否定論は、女性のもつ再生産機能とその生物学的宿命への服従を中心にして構成されている現社会体制の変革をも視野に納めずにはいな

(c) 文化革命的主張

最後に、多少観念的で具体性を欠くが、社会の法や経済制度の改革とはいささか次元の異なる「文化革命」ともいすべきものを目標とする主張がある。かつての婦人参政権運動が当時の一大社会運動たる奴隸解放運動に触発され手を携えて進められたと同様に、六〇年代の黒人運動、反戦運動との密接な関連の中でその主張は生まれている。

その第一は、ラディカル・リブ発生のきっかけとなつた学生を始めとする公民権運動や反戦運動に参加した女性たちの経験である。こと女性観に関しては、それらの急進的運動内部にも自らの批判の対象である筈の一般社会と同じ原理が根強く残存し、組織や運動の中で男性は常にリーダーでありスポーツマンであり決定者であるのに対しても、女性は概ね電話番やタイピング、印刷係、コーヒーサービスといった秘書か小間使いの役割を担う補助的存在とみなされていた。このような運動のあり方に対する批判と自省が女性自身の手による女性の解放の必要性を痛感させ、独自の目標と運動論をもたらすこととなつたのである。

第二には、黒人運動における白人社会への同化論から脱したブラック・パンサー以前の黒人運動は、黒人の地位を少しでも

白人に近づけ白人並みの生活ができるようになると、白人中心の社会の中での平等をめざすものであった。しかし、ペトナム戦争を契機にアメリカの醜さが発かれ、若者を中心にはアメリカ社会そのものを否定する動きが強まるとともに、黒人はアメリカという社会がその建国の歴史からすべての機構・制度・価値観において白人、正確には一部のワスプのための社会であることに目醒める。それは今や黒人にとて必死で真似し同化することを許しもしなければそれに値する社会でもない。かくて白人化の不毛性を認識した黒人は、自身の権力、独自の文化をめざし、民族奴隸化の最後に位置する美意識の隸属化の打破をめざす「黒は美しい」という言葉に象徴される運動を開始する。

ラディカル・リブは同じ論法で男性中心社会の諸悪を告

発し、「黒は美しい」にならって、すべての女性は美しいと

を標語とした。女性は男性中心社会の文化をそのまま受け入れることをやめねばならぬ、男性好みの「マリリン・モ

ンロー」のみが美しいのではなく女性皆が独自の美と価値をもつことを自ら認識する所から出発しよう、という訳である。そして、女性がめざすべきは今の社会の枠内でその価値基準にそつて男性と同等の権力や能力を手に入れることではなく、人間を物的生産力の多寡で評価するその生産至

上主義をのりこえ、一つ一つの個性が等しく尊重される新たなるヒューマニスティックな文化と社会を創造すること、即ち「女性の論理」の確立であるとされる。

リブの一人の言葉を借りれば、「女性は男性が今生きているのような生活を生きよという訴えには応じない……」。

……女性の権利の運動は、問題を単にアメリカ社会に平等に参加することだとのみみており限り決して成果をあげないだろう。……女性は……完全に新しいニー・・ライフでなかつたら、現在の地位を賭けて新しい生活に向つて進んだりなど決してしない。現在のこの浪費と搾取の巨大な組織を変えることなしに、女性は望むものを獲得するだらうとか完全な人間として生きることができるだらうなどと考へても無駄」なのである。

三、系譜的にみたニュー・フェミニズムの意義と当面する問題

これまで若干の重複をも顧みずリブの主張を追ってきたが、では、この婦人解放運動は社会思想としてどのように位置づけられ、また今日どのような問題を孕んでいるであろうか。

元来、歴史的にみてフェミニズムには二つの系譜が存在

した。一つはイギリス・アメリカ系の婦人参政権運動に代表される女権主義の流れ、他の一つはドイツやスカンディナビア諸国に盛んになった女性主義ないし母性主義の流れである。前者は、あらゆる性的特権と性的な過重負担を廃止して両性の平等な共通の人間性を基礎とする社会組織の建設を求めるもので、論理的にやがては社会主義との結びつきを深めてゆく。現実には、より実際的に制度を変えようとする改革運動の立場をとった。これに対して後者は、生む性としての女性が本来的に具えている直観や心情、人間を全体的にとらえ平等に扱う能力などの卓越性を讃美するロマンティシズムの流れを汲む思潮であって、直接には母性の擁護を目的としてきた。この派の特徴は、平等を強調するよりはむしろ女性の立場を男性の立場と対立させたままで女性としての自由、即ち子を生み育てる自由、母権の確立、恋愛及び結婚の自由などを主張する点にある。前二者はM・ウォルストンクラフトやJ・S・ミルの思想に、後者はエレン・ケイの思想にその例を見出すことができる。

全体としてのウーマン・リブの運動には、この二つの系譜が混在して継承されている。いうまでもなく、法的経済的平等を要求するNOWに顕著な立場や人工生殖の主張は、前者の側に、父権制度に害された男性の生産至上主義を排して女性特有の価値のもつ普遍性に根ざす女性の論理を確立しようとする主張は後者の側に位置づけられる。では、それがニュー・フェミニズムの運動と称される所以はどこに求められるであろうか。

幾つかの点が指摘されようが、第一には、アメリカ・フェミニズムの源流とされる婦人参政権運動が、時代的制約の故とはいえ、当時の体制の枠内での女権拡張に終始して参政権問題のみに收斂したきらいがあつたのに対し、現在の運動には、未だ主流の域には達しないながら、女権主義的立場にあっても人種・階級から帝国主義といった問題にまでその視野が拡げられ、同じ被抑圧者との連帯の意識の芽生えがあることである。⁽⁶⁾

第二には、従来の「非日常的革命空間信仰」⁽⁷⁾を否定した日常的変革の観点の強調で、それは次第に根づきつつあるといわれるラディカル・リブに顕著な性の問題の重大視に象徴されている。

そして第三に、その必然的帰結として組織並びに運動形態のうえでのリーダー否定(Leaderlessness)と「草の根」的な小集団での集団的思考による個人の主体的意識の覚醒(consciousness-raising)を重視するという新しい方向が

あげられる。

だが、この第一の点の不充分さと第一、三の点をもたらした思想が併せもつ裏返し的な弱点は、今日この運動に限界ないし問題性を導き出すもとなつてゐる。その詳細な検討は別の機会に譲るとして、現在の婦人解放運動が直面している問題⁽¹⁾を次に列記して小論を終えたいと思う。

(1) 女性の中でもマイノリティ・グループ例えば黒人やスペイン語系、ラテン語系の女性とか売春婦のように最底辺層を構成する少數部分からの、「白人・有識・中産階級志向」の運動であるとする批判があること。⁽²⁾この点は現在の男女差別の根源をまず第一に男による女の抑圧に見る思想に内在する階級的視点の弱さ⁽³⁾に対応する。日々の生活にも窮する者にとっては主体性や性よりも今日の暮らしの方

がより直接的に胸にこたえる課題なのは当然であろう。

(2) 現状に満足する、或いは不満を意識化していない女性からの敵意に対して無力であること。個人の主体性重視はともすると大衆蔑視につながり、運動への参加者と非参加者を敵対させる危険をもつ。

(3) 多様な立場を許容する運動の宿命にも似て、男性敵視主義や同性愛主義などの少數者の極端な立場が運動全体に対する攻撃材料にすりかえられやすいこと。

(4) 女性独自の運動を強調するあまり、男性への働きかけが弱く男性側からの敵意を払拭しえないこと。

(5) ノーマン・メイラーの批判が示すように、「生まれない自由、や人工生殖に関する主張は、人間をその本源的な生命から疎外させ、生活環境を汚染し破壊し終末的危機に陥れるテクノロジーの暴走の恐怖と通ずる「性的テクノロジー化」であつて、それは権力による生殖のファシショ的支配への道を危惧させる一面を有していること⁽⁴⁾。

以上のような弱点や危惧を内包しながらも、婦人解放運動はアメリカ社会のただ中により広く深く浸透しつゝ、海を越えて他の国々にまでその影響を及ぼしつゝある。

註

① E. Flexner; *Century of Struggle*, 1959, E. C. Stanton and others; *History of Woman Suffrage*, 1881-1922 等

⁽²⁾ ⁽³⁾ 対談「女だけにやさしい革命」(婦人公論一九七〇年・七月)

⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾ ⁽⁶⁾ *Time*, March 20, 1972号参照。

NOW, "Statement of Purpose" (Epstein & Goode ed.

The Other Half, 1971, pp. 193-198)

B. Friedan; *The Feminine Mystique*, 1963. 邦訳は三浦富美子訳『新しい女性の創造』(一九七〇)

- (7) 一九六四年の公民権法に基く連邦機関。

(8) S. Brownmiller ; *Sisterhood Is Powerful*, 1969 等の例参照。

(9) 簡単な紹介は垂紀書房編集部編『性差別への生線』(一九七一)の資料アメリカ篇参照。

(10) 「アメリカの労働問題」一九七一・八及び前掲 Time 誌参照。

(11) 「アメリカの労働問題」一九七〇・一一^o

(12)(13)(15) 同右所載の米商務省統計による。

(14) Current Population Report 一九六八年平均賃金。

(16) U. S. Department of Labour, Women's Bureau 調べ。

(17) 女は市民的权利を無し状態(Civil Death)になるとした英國の Common Law をアメリカは植民地時代から採用した。現在は州により異なるが無論全くの Civil Death ではない。

(18) R. Farley & A. I. Hermalin ; "Family Stability" (American Sociological Review, February, 1971 所収) が参考になる。

(19) 前掲 Women's Bureau の報告書及び「アメリカの労働問題」各号参照。

(20) 前出「婦人局」の保育用書 "Day-Care Facts" 及び「たかう女性戦線の誕生」(婦人公論)一九六九年・九月) ほか参照。

(21) K. Millett ; Sexual Politics, 1970, p. 44 及び Time, September 7, 1970 参照。

(22) ③の対談参照。

(24) 前掲 Sisterhood Is Powerful, pp. 513~514.

(25) B. Friedan の前掲書中の主婦の調査。

(26) K. Millett の前掲書は一貫してこれを追へ。

(27) 主婦労働についてはOWL (Older Women's Liberation)による「権利章典」の例がある。自主管理の共同託児所では性的役割意識から解放された未来の成人の育成が、レッピングを排除してすべてを共有するように新しい人間関係が追求される。

(28) A. Koedt ; "The Myth of the Vaginal Orgasm", T. G. Atkinson ; "Institutional Intercourse" (S. Firestone & A. Koedt ed. Women's Liberation, 1970 所収) 等を参照。

(29) S. Firestone ; The Dialectic of Sex, 1970 及び女性主張。

(30) K. Millett 前掲書を始めリブの思想には性支配を階級支配より一層根源的だとする見方が強く、マルクシズム的見方と若干相容れる。

(31) D. Denmore ; "Sex Roles and Female Oppression", K. Millett 前掲書等参照。

(32) ハーレーの経験は例えば The New York Times Magazine, March 15, 1970 pp. 70~140 及び後述のドーラ。

(33) WASP (White ♀ Anglo-Saxon ♀ Protestant ♀ エンターハーレー) アメリカの人種別階層の中のヒューリー。本多勝一『アメリカ合衆国』(一九七〇) 参照。

(34) ブラック・パワーの思想については、浜本武雄訳『マルカ・ムク自伝』(一九六八)、E・クリーベー『氷の上の魂』(一九六九)等を参照。

(35) R・フレルップスによる。N. Mailer; *The Prisoner of Sex*, 山西英一訳『性の囚人』(一九七一) 参照。

(36) 玉城肇『アーモンドの歴史』(一九五三) 参照。

(37) 主著はそれぞれ『女性の権利の擁護』、『婦人の隸従』、『恋愛と結婚』である。

(38) 例えば前出(3)の対談参照。又、仮のボーグ・ワールの立場は最も代表的である。

(39) 日本のリブ運動家田中美津の言葉。彼女の思想はその著書『いのちの女たらく』(一九七一)に詳しい。

(40) 前出(4)の Time のルピルタージュ “Women’s Liberation

Revisited”が参考になる。

(41) いの点に対する批判の例としては「労働・農民運動」一九七三年・五月号所収の青木薫の論文がある。

(42) 反リブの組織には例えば SOM (for Men Our Masters) や HOW (Happiness of Womanhood)、WOW (for Women Our Wonders) 等がある。

(43) ハンナの主張に対する最も鋭い批判はノーマン・マイラーズによって提出されている。前掲『性の囚人』参照。(付 その他にも数多くの書物や各種の雑誌記事が参考になるが、一々列挙はしない。 一九七三・春)

(本学助手、社会学)